

# 国税庁法人番号公表サイトでは、 英語表記の名称・所在地を 公表できる！

## 英語表記のメリット

- ① 法人番号・名称・所在地を世界に情報発信！
- ② 海外の取引先から法人番号の照会を受けた場合に速やかに対応できる！
- ③ 税関に対し容易に法人番号を示すことができる！

※ 輸出先の税関が国税庁法人番号公表サイトの英語版webページにて法人番号を確認する場合があります。

⇒英語表記を公表するには  
申込みが必要！

令和4（2022）年4月から国税庁法人番号公表サイトの「法人等情報」画面に英語表記を併記するよ！英語表記の登録方法など詳しくは、裏面を見てね！

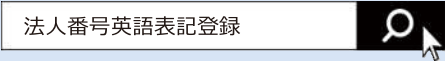


マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん



国税庁（法人番号7000012050002）

## 英語表記の登録方法

- ① 英語表記登録フォーム (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>) で英語表記情報の入力・送信 
- ② 送信票の印刷
- ③ 送信票（要記名）+ **法人確認書類※1**の提出（郵送又は持参）※2  
(注) 令和4（2022）年1月からe-Taxによりイメージデータ（PDF形式）で送信票を提出することができるようになりました。詳しくはe-Taxホームページの「イメージデータで送信可能な手続について」 ([https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki\\_unsupported.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm)) をご覧ください。

### ※1 法人確認書類の具体例は、

- ・印鑑証明書又はその写し
  - ・国税又は地方税の領収証書の写し
  - ・納税証明書又はその写し
  - ・社会保険料の領収証書の写し
  - ・定款、寄付行為、規則又は規約の写し
- 6か月以内に取得したものに限り  
ます。

- (注) 1 上記のうち**いずれか一つ**を提出してください。  
2 e-Taxにより提出する場合は、法人確認書類は不要です。

### ※2 提出先

〒113-8582

東京都文京区湯島4丁目6番15号

湯島地方合同庁舎

国税庁 長官官房企画課 法人番号管理室



## 英語表記の公表

国税庁において登録内容の確認を行い、

国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>) (令和4（2022）年4月から)

及び同サイトの英語版webページ (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>) で以下の情報を公表します。

- ① 法人番号
- ② 商号又は名称（英語表記）
- ③ 本店又は主たる事務所の所在地（英語表記）



これまでと比べて、たくさんの人に英語表記の名称・所在地を示すことができるよ！

## 「法人等情報」画面イメージ※

最新情報
法人番号 7000012050002
商号又は名称 国税庁
商号又は名称(フリガナ) コクゼイチョウ
本店又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞が関3丁目1-1
商号又は名称(英語表記) National Tax Agency
本店又は主たる事務所の所在地(英語表記) 3-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

※ この画面は開発中の画面であり、実際にご利用になる際の画面と異なる場合があります。

## 法人番号や国税に関するマイナンバー制度の最新情報・お問合せ

- 法人番号のことなら国税庁法人番号公表サイト
- 国税に関するマイナンバー制度の最新情報

法人番号公表サイト



国税庁 マイナンバー



- 英語表記の登録手続に関するお問合せのほか、法人番号の指定、公表及び通知並びに国税庁法人番号公表サイトの操作方法に関するお問合せは、国税庁法人番号管理室で受け付けています。
  - ・ 国税庁法人番号管理室 0120-053-161（無料）  
9時～17時（土日祝日・年末年始を除きます。）
  - ・ 一部 IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、03-5800-1081 におかけください。（通話料金ががかかります。）
- ※ 国税に関する一般的なご相談は、国税局電話相談センターへお問い合わせください。